

第2回農業委員会総会(令和6年5月20日) HP版

事務局

(阿久津 正樹)

皆様おはようございます。

まだ定刻より前ですが皆さんお揃いのようなので始めて参りたいと思います。

本日はあいにくの天気ではございますけれども、明日明後日頃にはもう梅雨入り宣言が出されるのではないかという事で、致し方ないのかなと思います。新緑の、梅雨前の美しい風景があつという間に終わってしまひまして残念ですが。幸い、去年は水が無くて田んぼに水が張れないという地域があつたのですが、今年度につきましてはそういう話もなく良かったなというふうに思っているところです。ただ牧草等乾燥が必要な作物を作っていच्छる方には湿気が大変だという話を聞いています。あとは季節の変わり目ですので皆様お体の方にはご留意頂きたいなと思います。

それでは只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので、令和6年度第2回農業委員会総会を開会させていただきます。

それでは会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。5月も廿日となりまして春の農作業が順調に進んでいると思いますが、忙しい時ほど農業機械等の事故が起きますので、注意して農作業に取り組んで頂きたいと思っています。

本日は令和6年度第2回目の総会ということでございますので、慎重審議でお願いしたいと思っています。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思っています。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

8番・林武信委員、9番・平山貴典委員をご指名致します。宜しくお願いします。

議長

(高久 和司)

それではこれより審議にはいります。

それぞれの案件につきましては担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査のご報告をお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

2頁をお開き下さい。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番、2番の2件でございます。
これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番につきましては関連がありますので一括して」、担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。

6 (室井 廣美)

議案第1号番号1について調査の報告を致します。

(譲渡人)伊王野〇〇 Aさん

(譲受人)寺子乙〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)お互いが所有している農地の近くにもう一方が所有している農地があり、交換をすることで便利が高まるため。

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

続きまして、番号2につきまして

(譲渡人)寺子乙〇〇 Bさん

(譲受人)伊王野〇〇 Aさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)お互いが所有している農地の近くにもう一方が所有している農地があり、交換をすることで便利が高まるため。

交換による所有権移転

取得者の経営状況につきましては、記載の通りです。

総合意見:譲渡人・譲受人が所有している農地の近くにお互いに所有している農地があり、交換する事で利便性が高まる為の申請である。好ましい案件と見て参りました。

議長	(高久 和司) 調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
11	(渡邊 文夫) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番及び2番について許可する事に決定致します。
—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—	
議長	(高久 和司) 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(渡邊 達也) 3頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願い致します。
6	(室井 廣美)

	議案第2号1についての調査の報告を申し上げます。 (譲渡人) 寺子乙〇〇 Cさん (譲受人) 豊原乙〇〇 Dさん 土地の所在・地目・面積につきましては記載の通りでございます。 農地区分: 第3種 転用の事由: 譲受人は総合設備工業株式会社を経営しているが、残土の保管場所が不足している為、事務所に隣接する申請地を残土置場に転用したい。 売買による所有権移転 転用の概要: 残土置場 ××㎡ 資金計画: 土地取得費 ××円 全額自己資金 総合意見: 譲受人はE(株)を経営しているが、工事の際に出る残土の保管場所が不足している。そのため事務所に隣接する申請地を残土置場に転用したい。申請地は耕作しておらず、令和5年10月に農振除外の申請をしており転用はやむを得ないと見て参りました。以上です。 kabu
議長	(高久 和司) 調査委員の太平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
5	(大平 康市) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
1	(磯 由起子) 隣接というふうにご説明があったのですが、(4頁の)地図でいいますと、この下の長四角(白抜き)の部分が事務所ですか。
事務局	(渡邊 達也) 事務局からご説明します。地図の方は下の長細い所が事務所になっております。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—

議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。 次に2番について、担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。
6	(室井 廣美) 議案第2号番号2についての調査の報告を申し上げます。 (譲渡人)豊原丙〇〇 Fさん (譲受人)埼玉県〇〇 株式会社 G 代表取締役 Hさん 土地の所在・地目・面積につきましては記載の通りでございます。 農地区分:第2種 転用の事由:譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、脱炭素、カーボンニュートラルを推進する為、遊休農地である申請地に太陽光発電設備を設置したい。 売買による所有権移転 転用の概要:太陽光設備用地 ××㎡ 資金計画:土地取得費 ××円 造成費 ××円 建設費 ××円 諸経費 ××円 計 ××円 全額自己資金 総合意見:譲受人は太陽光発電事業を営んでおり脱炭素、カーボンニュートラルを推進する為、遊休農地である申請地に太陽光発電設備を設置したいという事です。転用はやむを得ないと見て参りました。
議長	(高久 和司) 調査委員の大平康市委員、ご意見がありましたらお伺い致します。
5	(大平 康市) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

5頁をお開き下さい。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(賃貸人)高久乙〇〇 Iさん

高久乙〇〇 Jさん

(賃借人)北海道〇〇 株式会社 K 代表取締役 Lさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません

農地区分:第3種

転用の事由:賃借人は全国にドラッグストア事業を展開している。申請地は交通量が多く、地域住民以外の集客も見込まれる立地条件のため、店舗用地に転用したい。

賃借権の設定 期間:許可の日から20年間

転用の概要:店舗用地 $\times \times \text{m}^2$

資金計画:年間借地料 $\times \times \text{円}$ 建築工事費 $\times \times \text{円}$ 造成工事費 $\times \times \text{円}$ 諸経費 $\times \times \text{円}$
計 $\times \times \text{円}$ 全額自己資金

総合意見:那須の観光地の主要道路である那須街道の広谷地交差点東側でスーパーやホームセンターなどの商業施設が集積している中にあり、観光や商業など那須町にとっての中心の一つの地域であり土地の有効活用としてやむを得ないと考えます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の室井廣美委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

6 (室井 廣美)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

1

(磯 由起子)

連名のようになっていますが、この土地の番地はどなたがどれになるのでしょうか。

事務局

(渡邊 達也)

地番の方が〇〇がJさん、残り二つがIさんになります。

1

(磯 由起子)

ありがとうございます。

議長

(高久 和司)

宜しいですか。その他ございますか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め1番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取致します。

—議案第4号 非農地証明願について—

議長

(高久 和司)

議案第4号「非農地証明願について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局

(渡邊 達也)

7頁をお開き下さい。

議案第4号「非農地証明願」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願い致します。
5	(大平 康市) 議案第4号1番について、調査報告を致します。 (願出人) 寺子乙〇〇 Mさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Mさん 利用状況:昭和55年頃から山林化し、現在に至る。 総合意見:昭和55年頃から水利が不足し耕作を放棄したとのこと。現状は雑木、篠竹が自然に生えた状態であり、正しく非農地として確認致しました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の室井廣美委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
6	(室井 廣美) 担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの聲がございましたのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。 これをもちまして、全議案の審議が終了しましたので、令和6年度第2回農業委員会総会を閉会致します。